資料５

文化芸術立国の実現に向けた指定都市市長会提言（案）

平成２９年６月、文化芸術の振興に関する基本理念を定めた文化芸術基本法が施行された。また、遅くとも２０２１年度中に、機能強化された「新・文化庁」が京都へ全面的に移転する。

地方創生に向けて東京一極集中を打破するとともに、「文化芸術立国」を実現するという、画期的な国家プロジェクトが動き出している。

さらに、２０１９年ラグビーワールドカップ、２０２０年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、そして２０２１年ワールドマスターズゲームズ関西の開催など、これからの３年間は、大規模な国際スポーツイベントが日本で開催されるゴールデンスポーツイヤーズである。また、２０１９年には国際博物館会議・ＩＣＯＭ京都大会が開催され、先日、２０２５年日本万国博覧会も大阪・関西での開催が決定されたところであり、世界中の関心が日本に集まる絶好の機会である。

今年度、指定都市市長会においては、こうした状況を的確に捉え、地域固有の文化を磨き上げ、世界へ日本文化の魅力を発信することの重要性に鑑み、「文化芸術・教育部会」を新設した。

各圏域における中枢都市として地域を牽引する役割を担う指定都市においては、分野横断的な施策に、文化の視点で横串を刺す「文化を基軸とした都市経営」を推進し、全国のモデルとなる先進的な文化政策に取り組んでいく決意である。

近年、文化経済戦略の策定など、文化への戦略的投資が経済成長の起爆剤になるとの認識のもと、国・地方自治体・企業・個人等が一体となり、文化芸術振興と経済成長の好循環を目指すことが求められている。

また、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行など、文化芸術が他者との相互理解を進める社会包摂の機能を有するという認識のもと、障害者、高齢者及び外国人をはじめとする地域社会の多様な主体が文化芸術活動へ参加することなどを通じて、共生社会を実現していくことが重要となっている。

我が国では、衣食住や自然との共生、子どもの学び・育ちなど、地域固有の生活文化が日常生活の中で育まれ、家庭や地域コミュニティにおいて、大切に引き継がれてきた。都市においては、これら地域固有の生活文化を維持・継承することを基盤として、さらに創造的に文化芸術を発展させていくことが重要である。

文化芸術は、人々の創造性を育み心豊かな社会を形成する本質的な価値に加え、産業や観光振興等の経済的価値、人と人との相互理解を促し共生社会の実現や国際平和にもつながる社会的価値も有している。さらに、科学も文化であり、人々の生活を豊かにする、あらゆるイノベーション等の土壌となるものである。こうした文化芸術の多様な価値が相乗効果を生み、文化芸術が経済や社会の発展を牽引する「文化芸術立国」の実現に向けて、国連が掲げる国際社会全体の目標であるＳＤＧｓ（持続可能な１７の開発目標）の方向性を踏まえつつ、以下のとおり提言する。

１　文化芸術事業がもたらす経済的・社会的影響やその効果を分析し、文化芸術の社会的意義について国民的理解の醸成を図るとともに、官民双方からの持続的な文化芸術への投資を引き出すための仕組みを指定都市と協働して構築すること。さらに、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進を通じて、持続可能で多様性と包摂性のある「文化芸術立国」の実現を目指すこと。

２　文化財の所有者等が活用による適切な収益、起債や民間資金の活用など多様な資金調達を通じて、文化財の修理・復元整備等に自律的に再投資できる仕組みを構築するとともに、貴重な文化財・歴史事象の復元など、文化財の付加価値を高め、保存と活用の好循環を創出するための取組を強化すること。

３　地域固有の生活文化を基盤に、障害者、高齢者及び外国人など地域の多様な主体の文化的催事への参加を促進するとともに、学校教育との連携により、子どもの頃から本物の文化芸術に触れる機会を創出し、豊かな感性と多角的な思考力を育み、次世代の「担い手」「支え手」の育成につなげるなど、生活文化の振興と共生社会の実現に向けた取組を拡充すること。

４　本年１０月に施行された文部科学省設置法の一部を改正する法律の趣旨を踏まえ、我が国の文化に関する施策を総合的に推進する「新・文化庁」の機能・組織体制の強化と予算の大幅な拡充を図ること。

平成３０年１２月　　日
指 定 都 市 市 長 会